

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	平成 年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	平成 年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	31四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	平成29年12月15日(金)		
				会議時間	9時56分～11時36分		
出席委員	委員長 安岡 明						
	副委員長 大西 友亮						
	委員 藤田 豊作						
	委員 矢野川 信一						
	委員 西尾 祐佐			欠席委員	上岡 礼三		
その他							
執行部出席者	市民課長	川崎 一 広		教育長	徳 弘 純 一		
	市民課国保係長	池田 裕美子		学校教育課長	山崎 行 伸		
	保健介護課長	山崎 豊 子		生涯学習課長	小松 富士夫		
	人権啓発課長補佐	岡山 直		生涯学習課長補佐	谷口 公 久		
	環境生活課長	伊勢脇 敬 三		生涯学習課社会教育振興係長	川村 慎 也		
	福祉事務所長	小松 一 幸		総合支所保健課長兼 西土佐診療所事務局長	村上 正 彦		
	福祉事務所長補佐	渡辺 和 博					
事務局	事務局長	中平 理恵					
	局長補佐	山本 真也					
記 録							
平成29年12月定例会において、本委員会に付託を受けた議案13件、報告事項2件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。							

■まず、分割付託を受けた「第2号議案 平成29年度四万十市一般会計補正予算（第6号）について」執行部からそれぞれ説明を受け、審査を行った。

【説明：小松福祉事務所長】2款1項7目の児童措置費について、児童手当の年間見込による減額補正1,529万円。子ども・子育て支援6,671万3,000円については、民間保育所、認定こども園での保育士の処遇改善や想定より受入児童数が増大したことに伴う保育給付費の増。広域入所保育所の減額627万2,000円については年間見込みによるもの。

【質疑：西尾委員】児童数が増えているとの説明だが、臨時職員の雇用が減額となっているのは。

【答弁：小松福祉事務所長】増えているのは民間保育所の入所児童で、特に保育単価の高い低年齢児、乳幼児が増加している。臨時職員については、公立保育所の入所児童数の減少、加配児童の減少によるもので1,300万円の減となっている。

【質疑：西尾委員】障害児入所給付費367万2,000円についてはどういふものか。

【答弁：小松福祉事務所長】主なものは放課後デイサービス、障害児相談支援、児童発達支援で、この利用者の増減によるもの。増えたところも減ったところもあるがトータル年間見込みで増予定の補正をお願いしたもの。

【説明：山崎保健介護課長】4款1項1目保健衛生総務費169万6,000円の減額補正は、歯科口腔事業において、当初歯科衛生士1名の雇用を予定していたが、適任者がおらず不用となったもの。事業については、3名の方に日々雇用で来てもらい対応している。

※質疑なし

【説明：伊勢協環境生活課長】4款2項1目の清掃総務費の減額補正は、幡多広域市町村圏組合の調書により起債償還に係る交付税の算定額に誤りがあったため見直しを行ったもの。

債務負担行為については、現在の収集運搬契約が29年度で終了するため、新たに3年間の委託契約をするもの。収集ブロックの変更があった場合の熟練期間を想定し、29年度内に契約する必要がある、29年度から32年度にかけての契約となる。金額は4億7,507万9,000円となる。

【質疑：西尾委員】契約にあたっては入札か。

【答弁：伊勢協環境生活課長】見積による競争。

【質疑：西尾委員】見積を徴取する業者数は。

【答弁：伊勢協環境生活課長】中村地域は4ブロックに分けており、資格のある5業者から見積を取る。

（採決は特別会計の審査後とする。）

■次に、「第3号議案 平成29年度四万十市後期高齢者医療会計補正予算（第2号）について」執行部から説明を受け、審査を行った。

【説明：川崎市民課長】歳出について、1款1項1目の一般管理費20万円の補正については、職員2名分の時間外勤務手当。2款の後期高齢者医療広域連合納付金2,313万2,000円の補正については、歳入についても補正があるもので、現年・過年の保険料の収入を合計した金額を広域連合に納めるもの。

歳入については、1款1項1目後期高齢者医療保険料について、特別徴収、普通徴収の保険料について10月末までの収納状況を踏まえて、年間の収納見込み額を減額するもの。3款1項1目事務費繰入金については、職員手当分の財源として一般会計から繰入するもの。

2目保険基盤安定繰入金については、低所得者の保険料軽減措置分を公費で補填するもので、11月に広域連合から見直しの通知が来たため、それに合わせて減額措置するもの。

4款繰越金は、広域連合については、出納整理期間が存在しないため市町村で4月、5月に集めた保険料を繰越して納付することとなる。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■次に、「第5号議案 平成29年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第2号）について」執行部から説明を受け、審査を行った。

【説明：山崎保健介護課長】歳出1款1項1目一般管理費の委託料273万3,000円について、平成30年4月の介護保険法改正に伴うシステム改修に係る委託料の補正で、所得指標の見直し、介護保険料の改訂、更新認定有効期間の上限延長等。

歳入3款2項5目介護保険事業費補助金については、システム改修に対する補助金で人口規模による定額。7款1項5目一般会計繰入金については、介護保険業務システム改修費用から国庫補助金を差し引いた金額を一般会計から繰入するもの。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

※続いて、採決を保留にしていた分割付託を受けた第2号議案の採決を行った。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■次に、「第11号議案 四万十市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：川崎市民課長】今回の改正について3つのポイントがあり、第1点は資金の融通会計。現在は一般会計として基金が動いているものを、特別会計の資金を使うよう改めるもの。

2点目は、現在年度当初に一般会計から基金へ資金を繰入し、年度末に繰入れた金額全額を返還することになっているものを、基金に残っているお金だけを返すように改めるもの。

3点目は、地方自治法の規定により基金の設置と管理は条例で定める必要があるが、現在の条例には基金の処分規定がないため、不能欠損の処分が行えないようになっている。そのため処分規定を追加するもの。

この不能欠損の部分について説明すると、中中市時代の平成9年から平成13年までに貸付けたもので返還がなされないまま、時効の10年が過ぎているものがあり、金額で109万7,000円、件数28件、債権者数23人、それについて処理できない状況のままある。今回、条例改正されると、民事上の債権のため本人が時効を援用して欠損処理とするか、返還するかという確認作業を行うこととなる。

【質疑：平野委員】貸倒の心配があるということだが、その状態、23人についてずっと調査しているのか。もう亡くなった方も出るかもしれないし、どういう状態か。

【答弁：川崎市民課長】徴収に係る経緯については、この平成9年から平成13年度に貸付けたものについて、14年度以降催告を行ってきた形跡がない。今の債権者の状況については、23人のうち、10人が死亡、その他13人のうち、本市に居住している8人、市外へ転出している4人、生活保護を受けている1人。既に死亡されている人については、今後相続人の調査を行い、相続人に時効の援用について確認することになる。

【質疑：西尾委員】時効になった人が23人ということだが、近年何人か増えているのか。

【答弁：川崎市民課長】最初に説明したように、お金が返ってこないのは平成9年から平成13年に貸付けた分のみ。それ以降は、制度が変わり限度額認定証を事前交付し、本人ではなく病院や薬局にお金を渡すようになり、本人に現金が渡されなくなったため、別の用途に使ったりということがなくなった。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■次に、「第16号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市天体観測施設）」について審査を行った。

【説明：小松生涯学習課長】西土佐ふれあいホールの北側にある四万十市天体観測施設四万十天台で平成24年度に星空の街をアピールする施設として新たに建替えられ、平成27年度から29年度まで星羅四万十の指定管理者である（株）しまんと企画を指定管理者として指定している。平成30年度からの3年間について、新たに指定管理者を全国公募したところ、（株）しまんと企画だけしか応募がなく、審査の結果適当として認め提案したもの。

今回初めて全国公募した理由は、四万十市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条により原則公募することとなっているため。

利用状況については、観光客にも好評で年々参加者も増えており、平成27年度は観望会173回、1,198人の参加、平成28年度は観望会193回、1,379人の参加、平成29年度は11月現在で28年度を上回る参加者数となっている。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■次に、「第17号議案 公の施設の指定管理者の指定について（環境・文化センター四万十学舎）」について審査を行った。

【説明：小松生涯学習課長】西土佐中半にある四万十楽舎で、平成27年度から29年度まで一般社団法人西土佐環境・文化センター四万十楽舎を指定して指定管理している。平成30年度からの3年間について、新たに指定管理者を全国公募したところ、現在の指定管理者である一般社団法人西土佐環境・文化センター四万十楽舎だけしか応募がなく、審査の結果適当と認め提案したもの。

四万十楽舎は、旧中半小学校の校舎を旧西土佐村が改築し、宿泊及び体験機能を有する環境及び文化学習施設として設立したもので平成12年度から運営している。

利用状況については、昨年度の宿泊者数は年間で1,591人で少し前年から減っているものの、自然体験事業、カヌー等の体験については1,741人で増えているような状況。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■次に、「第18号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市総合福祉センター）」について審査を行った。

【説明：村上総合支所保健課長兼西土佐診療所事務局長】西土佐用井にある四万十市総合福祉センターで、総合保健福祉医療室と診療室、特養等がある施設の中の一角にある。指定管理をしてもらう四万十市社会福祉協議会は、福祉の中核として老人クラブ、民生児童委員協議会、シルバー人材センター等の事務局を行っている。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■次に、「第19号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市多目的デイ・ケアセンター）」について審査を行った。

【説明：山崎保健介護課長】東町にある多目的デイ・ケアセンターで、建設当初より四万十市社会福祉協議会に指定管理をしてもらっており、施設を使用した事業展開等も行っており、本年度からは新規にまちなかサロン事業も新たに委託している。これまでの事業実績や利用者との長期にわたる安定的な人的信頼関係があること、地域の高齢者集会施設であり、社会福祉協議会の目的や設置経過等を考慮すると、継続した管理運営が望ましいと判断し、公募は行わず指定管理者

として選定したものの。

【質疑：安岡委員長】 まちなかサロンの利用状況は。

【説明：山崎保健介護課長】 細かい数字は持ち合わせてないが、当初想定した利用人数よりかなり多い人数で推移している。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■次に、「第20号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市デイ・サービスセンター）」について審査を行った。

【説明：村上総合支所保健課長兼西土佐診療所事務局長】 先程説明した西土佐用井の一角にある施設で、特別養護老人ホームかわせみと併設というか、隣接している建物。平成2年に開設されており、当初は社会福祉協議会に委託していたが、平成4年4月に社会福祉法人西土佐福祉会が発足し、そちらに委託先を変えている。このデイ・サービスは平成12年の介護保険制度ができたときから介護保険施設としてデイサービスを提供する施設として運営している。

【質疑：安岡委員長】 利用状況は。

【説明：村上総合支所保健課長兼西土佐診療所事務局長】 通所サービスで、西土佐地域内の通所で定員30名で運営している。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■続いて、分割付託を受けた「第30号議案 平成29年度四万十市一般会計補正予算（第7号）について」審査を行った。

※執行部からの説明、委員からの質疑共になし

（採決は特別会計の審査後とする。）

■次に、「第31号議案 平成29年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算（第2号）」、「第32号議案 平成29年度四万十市後期高齢者医療会計補正予算（第3号）」及び「第35号議案 平成29年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第3号）」の3議案について審査を行った。

※執行部からの説明、委員からの質疑共になし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

※続いて、採決を保留にしていた分割付託を受けた第30号議案の採決を行った。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■次に、「（仮称）安並運動公園スケートボードパーク整備の進捗状況について」執行部から報告を受けた。

【説明：小松生涯学習課長】 概算事業費は、測量設計業務をアイコンサルタントに契約金額324万円で委託し既に完了している。横断測量のピッチを20mから10mにしたことなどにより、委託料が予算より58万6,000円上回り、工事請負費から流用して対応している。整備工事費は3,348万円となり、流用分を含め予算不足額610万5,000円。

工事費増額の理由は、当初はスケートボード場の外面のL型擁壁工の高さを1m、延長94mで想定していたが、すり鉢状のメイン、売りとなるセクションの高さが必要ということで、高いところで2.5mの擁壁となったこと、八宋田川沿いであるため浸水の被害を考慮し、1m25cm以上の高さに擁壁を上げたことなどで、コンクリートの量や鉄筋が増えたことによる。ただ、あまりにも予算を超過しているため、スケートボードの団体や関係各課と協議し、セクションの数は減らさず工事費をできるだけ圧縮し、入札にかけることにしている。

次に施設の概要について、パークの面積は約1,200㎡でコンクリートによる造形、技を決めるための構築物、セクションの数は22、初心者に優しい造り、自然との調和、スケーターだけでなく誰もが訪れやすい場所を目指している。全国的に見ると中程度の広さで、個性的で独自性のある豊富な種類のセクションで構成された魅力ある施設となっている。既製品でないオリジナルのセクションが売りということになる。

完成後の利用の見込みとしては、2020年の東京オリンピックにスケートボードが採用されているため、今後盛り上がりを見込んでいる。全日本クラスのプロスケーターが競い合うような大きな大会誘致は、施設の広さや地理的条件等により難しいが、地方大会は可能と聞いている。スケートパークは、一人ひとり決める技が違うため、スケートボード場の統一基準が難しく、スケートボード協会による公認制度もないため、本市独自のスケートパークとして全国に魅力を発信し、地域の方を中心にプロスケーターの合宿などスポーツツーリズムと連動した誘致も視野に入れ利用者を確保したい。

今後の予定としては、本日12月15日に入札、その後使用料について、ヘルメット着用義務等について団体等と詰めの協議を行い、3月議会には四万十市都市公園条例の一部改正の議案を提出したい。

【意見：藤田委員】 ヘルメット着用はきちんと義務付けないと、ヘルメット無しで事故が起きた場合、大怪我し市の責任が問われることになる。

【答弁：小松生涯学習課長】 ヘルメット着用については、団体からは20歳未満は義務で、20歳以上は構わないんじゃないかという意見が出ている。教育委員会としては、全面コンクリート製なので着用すべきでないかと考えているため、今後意見をすり合わせていく。

利用にあたっては他の施設を含め、保険の加入を勧めている。他に、初心者向けのスケートボード教室や講習会の開催を検討している。

【意見：藤田委員】 大体わかったが、何かあった時は裁判まで行く可能性が高い。どうしても不慮の事故は起きるもので、その時、ヘルメット着用を義務付けてないとすると市の瑕疵が問われると思う。

【答弁：小松生涯学習課長】 使用料については、まだこれから協議だが、市としてはある程度の使用料を取ることを想定。その中で会員登録のようなことも行うつもりだが、安全に使用できるよう、ヘルメットを必ず着用しますといった誓約書的な形で提出してもらうことも考えている。

【意見：藤田委員】 以前、下田中学校の授業でプールを使った後、生徒の一人がふざけてプールに飛び込んだが、その時頭蓋骨を骨折し今でも半身不随である。その裁判では市が負けた。

【意見：安岡委員長】 入札当日になってこういう報告があるのはいかかなものか。利用料を含め今後どうしていくかということをもっと説明して欲しい。

【答弁：小松生涯学習課長】 1度、5月のこの委員会で報告した後、報告しておらず期間があいてしまったことについて反省している。

今後については、業者も今日決まり3月議会には条例改正できるよう事務も進めていく。団体の方とも何回も綿密な打合せをし、使用料については理解いただいているが、ヘルメット着用についてはまだ意見が折り合っていない。今後、新たな進展があれば報告する。

【意見：安岡委員長】 黒潮町には2箇所あるが利用料は取っていないように思う。

【答弁：小松生涯学習課長】 県内にあと5箇所ほどあり、宿毛1、黒潮町に2、後は高知市等、全て無料の施設。主は県の土木事務所が造ったもので、遊技場といった位置付け。西南大規模公園にあるパークは広いが技を決めるセクション数はかなり少なく、上級者向けの造りになっている。無料で入口も施錠されておらず、利用者数も把握できていない状態。四万十市については、無料にすると利用者数も把握できず管理も行き届かなくなり危険と考え、一定使用料を取り体育協会に管理してもらおうと考えている。

【質疑：大西委員】 図面を見ると宿毛市や黒潮町にあるものよりずっと良いものができるように思うが、全国的にスケートパークで事故が起きて利用者が施設側を訴えたという事例はあるのか。

【答弁：小松生涯学習課長】 料金やヘルメット着用義務については調べているが、裁判についてはまだ調べていない。

【質疑：大西委員】 無料だったら施設側に責任がないとかそういったことはないか。また、誓約書の文言等、弁護士に相談はしたのか。

【答弁：小松生涯学習課長】 裁判までいく想定をしておらず弁護士に相談はしていない。

【答弁：徳弘教育長】 その点については気になっていたことなので、今後検討していきたい。

【質疑：西尾委員】 セクション以外の外構、周りにフェンスをするみたいだが、その予算は。

【答弁：小松生涯学習課長】 フェンス設置で165万円余り、擁壁で430万円程度、コンクリート舗装が1,020万円程度。

■次に、「郷土資料館改修の進捗状況について」執行部から報告を受けた。

【説明：小松生涯学習課長】 資料館改修のコンセプトだが、川とともに生きてきた地域の文化を来館者に伝え、市の文化発信と観光の拠点とするというもので、改修にあたっては、1つは、展示替えの頻度を高め動きのある資料館とすること、2つ目は重要文化財レベルの資料展示も可能な適切な保管環境を整備するという方針で取り組んでいる。

各階の役割として、1階は川との暮らしの蓄積を案内、2階は資料をよい環境で保存、展示するスペース、3階は地域の文化資料を展示するスペース、4階は収蔵庫、5階は機械室と収蔵庫、6階は改修前と同じく展望室となる。

現在、地盤の耐震工事と躯体の耐震工事、展示工事が進行中で、来年の1月、2月に展示工事と資料の搬入、展示を行い、3月から部分オープン。アルカリガスを抜く枯らし期間を平成30年11月末まで部分オープンと並行して行う、12月と平成31年1月にかけて資料の搬入と展示を行い、2月からリニューアルオープンというスケジュール。

周辺整備として、為末公園には駐車場が少ないため、以前動物がいたスペース等に駐車場を整備、歩道と駐車場の進入路の改良をまちづくり課で、駐車場に園路や場内の散策場所等を案内する案内板を観光商工課が整備、史跡の案内看板や障害者用の駐車場を生涯学習課で整備するようになっている。

【質疑：西尾委員】 資料館の外側だが木が高くて見えにくいいため切るとかという話はどうなったか。

【答弁：小松生涯学習課長】 資料館周りの電柱、電線にかかる木は剪定、伐採をするが、それ以外については予定はない。

■その他で議長より4月に市会議員の選挙に出る人の写真を新聞社が撮影に来る旨の説明があった。

■以上で案件はすべて終了し、委員長報告は正副委員長に一任することとして委員会を終了した。